

NO MORE 違反建築！

～所有者・管理者・占有者の方々へ～



そうなる前に必ず
建築士・市役所への相談を！！

違反者には、3年以下の懲役または
300万円以下の罰金が科される可能性も！
(違反建築物には使用停止命令・公表を行うことも)

増築・用途変更など

■ 建築基準法に関する相談 ■

福岡市住宅都市みどり局建築指導部 建築審査課
福岡市中央区天神1丁目8-1 4階
TEL 092-711-4577

■ 違反建築物に関する相談 ■

福岡市住宅都市みどり局建築指導部 監察指導課
福岡市中央区天神1丁目8-1 4階
TEL 092-711-4719

違反 ①

防火設備の機能不全



階段室等の防火設備前に物品等を置いたり、
ストッパー等で固定すると火災時に防火設備が正常
に作動しない場合があります。

※ 防火設備：鉄・網入りガラス等で造られたもの

違反 ②

廊下・階段に物品設置



廊下・階段の物品は避難上の障害となったり、消
防隊の救助活動の支障となります。

そのため避難経路上の物品保管はできません。

違反 ③

防火扉の変更



階段に面した扉は、原則、防火設備が必要です。
木製扉や普通ガラス入りの扉にすることはできません。

違反 ④

窓の封鎖



窓には採光・換気の役割だけではなく、火災時に
煙を外部に逃がす重要な役割があります。

また、消防隊の救助活動の経路として必要な場合
もありますので、安易な窓の封鎖はできません。

違反 ⑤

中2階の増築



中2階を増築する際には、建築確認申請手続が必要になるほか、避難経路の確認や建物全体の構造上
の安全性の検証が必要になります。

違反 ⑥

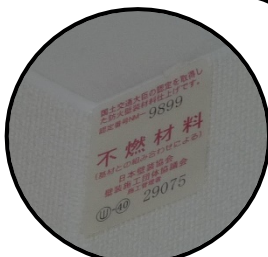
屋根の設置



屋根（簡易的なテント等）を架けて使用することも
増築にあたり、建築確認申請手続が必要になるほか、
火災時の延焼防止策等の検討が必要になります。

違反 ⑦

内装仕上げの変更

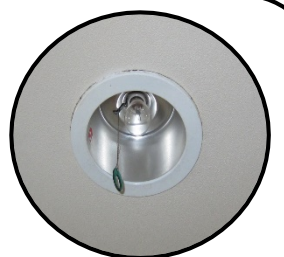


壁・天井に木材等の可燃材を使用すると火災時に
内装が激しく燃え広がり大変危険です。

壁紙には不燃・準不燃等の性能があり、特に火気
使用室は仕上・下地共に材料の指定があります。

違反 ⑧

非常用照明の不備



各部屋、避難経路、階段等に非常用照明を設置しな
ければなりません。また、電球やバッテリーが切れて
いる場合があります。

そのため定期的な点検が必要となります。